

議案第80号

鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議について

鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関し、次の協議書のとおり協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月11日提出

日野町長 景山 享弘

鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産 処分に関する協議が必要な理由と概要

1 背景

平成27年度末をもって鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーが廃止されることに伴い、教材等を視聴覚ライブラリーから同組合へ移管し、移管された教材等は備品として2年間保管し、保管期間中は組合備品として貸出業務を継続することとしている。

移管にあたっては、老朽化したもの、購入から年数が経過し内容が利用になじまないもの等については廃棄し、引き続き使用に耐えうるもののみを移管し活用する。廃棄が決定した教材等のうち、構成市町村で引き取り希望のあるものについては、当該市町村に無償譲渡する。

については、当該財産処分に関し協議することについて、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものです。

2 内容

別紙協議書による。

鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴
う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、鳥取
県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分を次の
とおり定める。

1 鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの財産の処分

鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの財産は、鳥取県西
部広域行政管理組合（以下単に「組合」という。）において管理するも
ののほか、組合を組織する市町村へ譲与し、又は不用の決定をする。

2 処分する財産の内容

別紙財産処分に関する調書のとおり

別紙

財産処分に関する調書

財産処分の方法	財産の区分	数量	備考
組合において管理	ビデオソフト	589本	左記に掲げるもののほか、鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーにおいて管理する事務用品等一式
	DVD	118本	
	アンプ内蔵スピーカー	2台	
	ビデオプロジェクター	2台	
	スクリーン	3台	
	DVDプレーヤー	3台	
組合を組織する市町村へ譲与	16ミリ映画フィルム	50本	日吉津村16本、大山町34本
	ビデオソフト	66本	米子市16本、大山町14本、伯耆町30本、江府町6本
	16ミリ映写機	1台	日吉津村
	ビデオカメラ(ケースを含む。)	一式	米子市
不用の決定	16ミリ映画フィルム	261本	
	ビデオソフト	745本	
	16ミリ映写機	3台	
	スライド映写機	2台	
	オーバーヘッドプロジェクター	2台	
	ビデオプロジェクター	8台	
	スクリーン	3台	
	テレビ	2台	
	カメラ	2台	
	ビデオカメラ	3台	
	ビデオデッキ	4台	
	電子資料提示装置	1台	
	カラーページリーダー	1台	
	フィルム巻取器	1台	
	テープスライサー	1台	
	AVミキサー	2台	
	ビデオタイトラー	1台	
	ケース	5台	
	リモコン三脚	1台	
	ノートパソコン	1台	
パソコン(ディスプレイ及び外部記憶装置を含む。)	一式		